

印

本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証 抱 説 明 書 (13)

平成20年1月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川 浩

緑川 仁

横田 喜一郎

芝沼 清隆

富田 佳之

白田 良夫

菅谷 昌英

関根 仁彦

谷沢 肇

佐竹 義人



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼沼 秋男

窪木 達也



岡本 茂晃

川又 敬之



号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙195 の1	利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。)についての関係都県の負担割合について(照会)	写し	S56. 1. 22	建設大臣	河川法63条2項に基づき茨城県の負担割合について茨城県知事に意見を求めた事実
乙195 の2	利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。)についての茨城県の負担割合について(回答)	写し	S56. 2. 23	茨城県知事	茨城県の負担割合について異議がない旨回答した事実
乙196 の1	八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について(照会)	原本	H15. 12. 8	国土交通大臣	河川法63条2項に基づき茨城県の負担割合について茨城県知事に意見を求めた事実
乙196 の2	八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について(回答)	写し	H16. 3. 18	茨城県知事	茨城県の負担割合について異議がない旨回答した事実
乙197 の1	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更について	写し	S62. 12. 1	内閣総理大臣	水資源開発基本計画の全部変更について茨城県知事に意見を求めた事実
乙197 の2	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更について(回答)	写し	S62. 12. 28	茨城県知事	水資源開発基本計画の全部変更について異議がない旨回答した事実
乙198 の1	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について	原本	H13. 6. 7	国土交通大臣	水資源開発基本計画の変更について茨城県知事に意見を求めた事実
乙198 の2	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について(回答)	写し	H13. 7. 4	茨城県知事	水資源開発基本計画の変更について異議がない旨回答した事実

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙199	八ッ場ダム使用権の設定 の申請について（抄）	写し	昭和60.11.9	茨城県知事	八ッ場ダム使用権の設 定を建設大臣に申請し た事実